〈事業保険〉

リタイアメント・インカム【年金支払型特殊養老保険】(無配当)

従業員の保障を確保し、福利厚生の充実が図れる保険です。

特　長

1 死亡退職金、弔慰金等の準備ができます。

年金受取前に死亡された場合は死亡保険金、高度障害状態になった場合は高度障害保険金をお支払いします。特に死亡退職金については支払時期が予測できないことから、生命保険による準備が効果的です。

2 生存退職金の準備ができます。

年金受取開始後15年間または20年間は、生死にかかわらず年金をお支払いします(15年確定年金・20年確定年金)。
なお、年金の受取方法を変更することや、年金に代えて満期保険金として一括で受け取ることもできます。

P3へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

Prudential

2026年1月5日登録　Pru-2026-03-0004

ご契約例

契約者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 法人
被保険者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 従業員(および役員)
死亡保険金受取人・・・・・・・・・・・ 被保険者の遺族
年金(満期保険金)受取人 ・・・ 法人

契約年齢・・・・・・・・・・・・・・ 35歳
年金開始年齢・・・・・・・・・ 65歳
年金月額・・・・・・・・・・・・・・ 10万円(20年確定年金)
基本死亡保険金額・・・・ 1,000万円

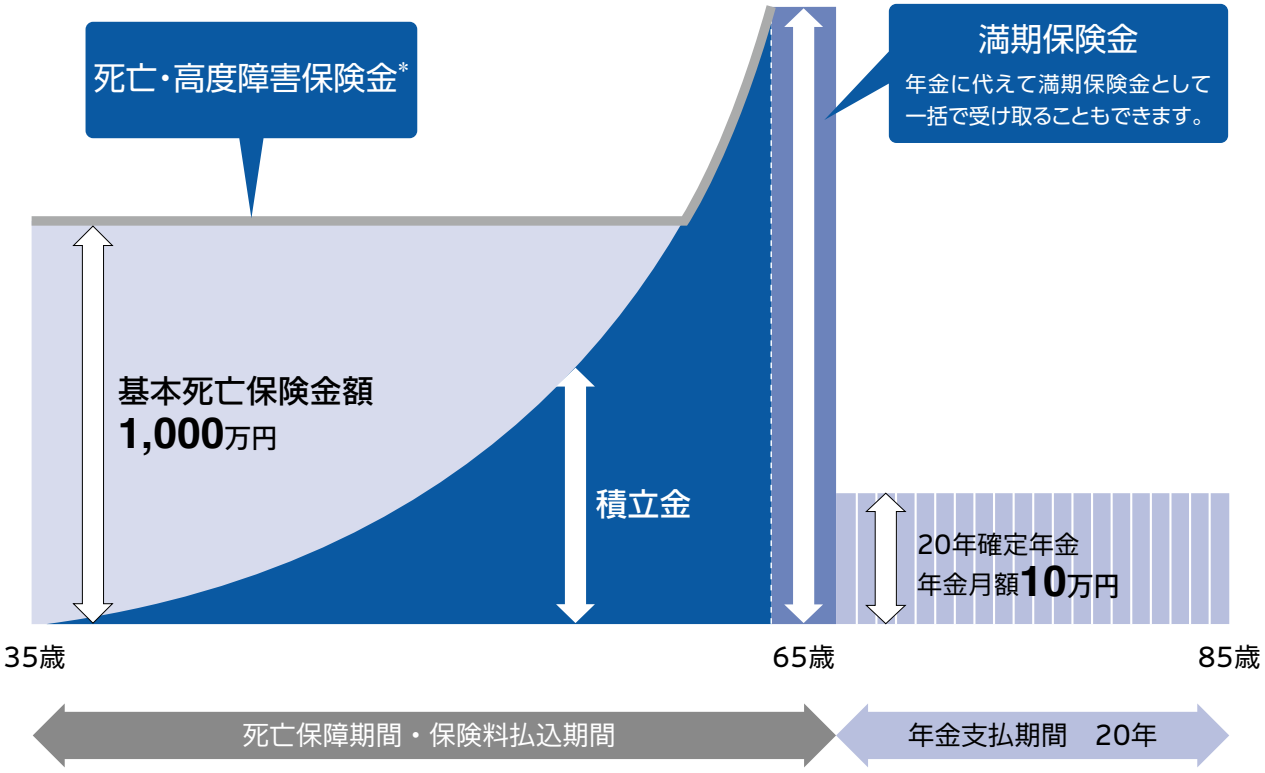

＊ 死亡・高度障害保険金は、死亡保障期間中における基本死亡保険金額と死亡された時の積立金のいずれか大きい金額とします。また、基本死亡保険金額は、年金月額の100倍になります。

■ お選びいただける年金の受取方法

ご契約時に定めた年金の受取方法を、つぎのとおりに変更することもできます。

確定年金

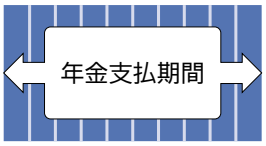

年金支払期間中は生死にかかわらず、年金をお支払いします。

年金支払期間
5・10・15・20年

保証期間付終身年金

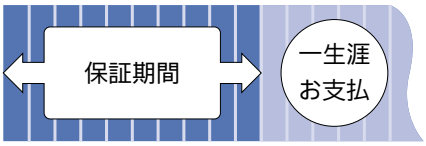

保証期間中は生死にかかわらず、その後は生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
10・15・20年

保証期間付夫婦連生終身年金

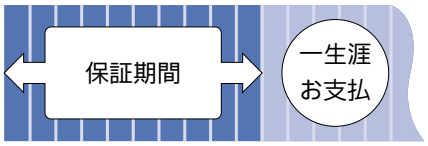

保証期間中は生死にかかわらず、その後は夫婦いずれかが生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
10・15・20年

税務上のお取扱いについて

- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額はご契約時の年金額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2026年1月現在の税制に基づいています。税務取扱に関しては、保険種類および契約形態等にしたがって各税務通達等で定められておりますが、その諾否については事例ごとに判断される場合が一般的です。また、将来その処理方法が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

ご契約に関する注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 保証期間付終身年金については、この保険の被保険者が年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が払込保険料総額または満期保険金額を下まわることがあります。
- 保証期間付夫婦連生終身年金については、この保険の被保険者およびその配偶者がともに年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が払込保険料総額または満期保険金額を下まわることがあります。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 年金開始日以後、解約のお取扱いはできません。
- 法人向け保険商品は、被保険者様に万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とした保険商品です。
- 法人保険のご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

ご契約の際には、**「契約概要」**、**「注意喚起情報」**および**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

- **「契約概要」**は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- **「注意喚起情報」**は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- **「ご契約のしおり・約款」**は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
  「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ（https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/）上でいつでもご覧いただけます。

保険種類をお選びいただく際には、**「保険種類のご案内」および当社ホームページの「商品一覧**（https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/）**」**をご覧ください。

この保険は、**「保険種類のご案内」**に記載されている**養老保険（年金支払型特殊養老保険）**です。**「保険種類のご案内」**は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず**「『告知書』記入上のご注意」**をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の**「個人情報保護方針」**に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（https://www.prudential.co.jp/）をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2026年1月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社　〒100-0014　東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ　https://www.prudential.co.jp/

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

カスタマーサービスセンター　0120-810740（パートナーフォーユー）（通話料無料）
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください